



ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

WEEKLY BULLETIN

創立 1969. 5. 30 会長 南賀勝之
幹事 濱田由弘 会報委員長 岩永建保

R I 2660地区
大阪城南ロータリークラブ

NO. 2246

2015-9-25

事務所 〒542-0012 大阪市中央区
谷町9丁目1番22号NK谷町ビル407号
TEL(06)6796-9898 FAX(06)6796-9899
http://www.osaka-johnan-rc.org/
E-mail:johnan25@crocus.ocn.ne.jp
例会場 シェイトン都ホテル大阪 上本町6-1-55
TEL (06)6773-1111
例会日 金曜日 12:30

Rotary  Be a gift to the world
世界へのプレゼントになろう

2015-2016年度国際ロータリー会長 K.R. ラビンドラン



WELCOME!! ようこそ

立野純三ガバナー

この度の訪問、会員一同心から歓迎申し上げます。

立野純三ガバナー プロフィール

- ・氏名 たてのじゅんぞう 立野純三 (大阪RC)
 - ・生年月日 1947年3月8日
 - ・職歴 株式会社 ユニオン 代表取締役社長
 - ・ロータリー歴 大阪RC入会：1989年7月28日／25年在籍
 - 1993年度 ローターアクト委員会委員長
 - 1996年度 クラブ幹事
 - 2004年度 プログラム委員会委員長
 - 2005年度 ロータリー財団委員会委員長・理事
 - 2008年度 社会奉仕委員会委員長・理事
 - 2010年度 会員増強委員会委員長
 - 2013年度 会長

 - 1994年度 地区ローターアクト委員
 - 1995年度 地区ローターアクト委員
 - 2001年度 地区代表幹事
- マルチプル・ポール・ハリス・フェロー
ベネファクター
メジャードナー
米山功労者 (メジャードナー)

9月は基本的教育と識字率向上月間です!!

本日の例会) 9月25日(第4例会)

- 大阪東南ロータリークラブ合同例会& ガバナー公式訪問
- ガバナー講話

立野純三ガバナー

次週のお知らせ) 10月2日(第1例会)

- 表彰・ホームクラブ連続皆出席
- お祝・誕生日 結婚記念日 入会記念日 会社創立記念日
- 卓話 「東成ATC戦略(ひがしなりアタック戦略)」

東成区を安全で安心して住めるまちとするために住所・事業所・区役所等と警察署が協働しての地域安全活動の取組について。

大阪府東成警察署
地域課長 警部 大谷宏和氏
(今井賢二郎社会奉仕委員長担当)

- 理事会 11:30 ~ 12:10
シェラトン都ホテル大阪 3階 ホワイエ
- クラブフォーラム(社会奉仕委員会)
例会終了後引続き~15:30
シェラトン都ホテル大阪 3階 志摩の間
- 食膳 <フランス料理 軽食ワンプレート>

次々週のお知らせ) 10月9日(第2例会)

- 卓話 「ゴルフエクササイズ」
アドバンス(株) 代表取締役 大東将啓氏
(山口 寛会員担当)

先週の記録) 9月18日(第3例会)

- 出席報告
出席会員 40名 (内免除会員 10名)
会員総数 49名 (同上 15名)
ゲスト 0名
ビジター 2名
計 42名
ホームクラブ出席率 90.91%

9月4日(第1例会) 補正出席率 97.78% (MU1名)

- ゲスト&ビジター (敬称略)
橋山宗弘 (大阪東)
矢木崇善 (大阪帝塚山)

◆ 会長の時間 ◆

「奉仕の理想」



奉仕の理想はロータリーの目的(綱領)の中にある "Ideal of Service" が直訳された言葉で、「奉仕という理想」という意味です。serviceという

言葉の日本語訳として「奉仕」という言葉がその意味に近く、他に適切な言葉が無かったので、訳語として当てられたのですが、「奉仕」はserviceという概念を正確には表現していません。米山梅吉さんをはじめ、ロータリーの偉大な先人たちの中にはserviceに適切な日本語訳はないので、むしろそのまま「サービス」として用いるべきだという方も多くいらっしゃいます。また、日本語となってしまった「サービス」という言葉が、「おまけ」「お得」的な意味に使われているのもserviceの正しい理解を妨げています。

要は、「service」という言葉で英語圏の人が頭に浮かべる概念と同じ概念を、我々が「奉仕」という言葉で頭に浮かべることができればよいわけです。そのためにはserviceの概念をしっかりと理解する必要があります。serviceの動詞形はserveで、どういう動作を称してserveというかと言いますと、「人とか地域にニーズ(needs)があり、そのニーズを満たして行こうとする行為」をserveというのです。従ってserveという動作を行うためには、先ずニーズを知ることが必要です。

ニーズが満たされなければ、serveしたことにならないのです。バレーやテニスで最初に打つボールをどうしてserveというかと言いますと、ボール遊びをしたいというニーズがある。そして、かまえてボールがくるのを待っている、そのニーズを満たす行為

とは、そこへボールを提供することだから、最初にボールを提供する行為をserveというのです。

レストランでのfood service、病院でのmedical serviceもそれぞれそこを訪れる方のニーズを満たす行為を言いますし、行政サービスも市民のニーズを満たすためですから、英語ではcivil serviceと言います。キリスト教の礼拝をserviceというのは、神に背いた人間を神のもとへ立ち返らせて和解したいという神のニーズがあり、そのニーズを満たす行為とは、くだけたる魂をもって祭壇にぬかずくことですから、そういった行為である礼拝の事service、すなわちdivine serviceと言います。

ニーズを満たす行為をサービスと言うのですが、その人が欲求する事とその人にとって本当に必要な事とは必ずしも一致しないのです。

本当に必要なものを適確に把握することが大切

です。
次に、Idealとはその完成度・達成度において、最高位にランクされる「もの」、または「事柄」のことですから“Ideal of service”とは、人のニーズをよく汲み取って、そのニーズを理想的なかたちで満たすという意味です。そして、これを生活の場すべてに適用していくように努力しましょう、と言うのがロータリーの目的(綱領)なのです。

今のロータリー章典には「奉仕の理想」"Ideal of Service"をはっきりと定義した文章はありませんが、毎年発行されるofficial Directory(全世界のロータリークラブと会員の名簿)の背表紙の裏に次のような英文が書かれています。

「Rotary clubs everywhere have one basic ideal – the “Ideal of Service”, which is thoughtfulness of and helpfulness to others.」

(すべてのロータリークラブの基本的な理想は「奉仕の理想」である。それは他人に対する思いやりの心、助け合いの心である)。戸田パスト・ガバナーは著書「素晴らしい出逢い、よき師よき友は人生の宝」の冒頭でこの言葉を引用して、「奉仕の理想」を説明し、更に「恕の心」を加えて次のように記述して

おられます。「恕」は、「おかあさんが赤ちゃんを抱っこしながら心から慈しんでいる有様」で「相手を救し、思いやる心」「わが身を思うが如く相手のことを思う心」です。私たちが、「奉仕の理想」を胸に、事業生活、社会生活、家庭生活を営むことによって、事業経営において人から信用され社会のお役に立ち、円満な家庭を築くことができるようになるのです。

◆ 幹事報告 ◆

大阪イブニングロータリーより、第11回平野環濠草刈り清掃への参加のお願い10月24日、土曜日開催が参っております。ご参加出来る方は宜しくお願い致します。詳しくは城南事務局にお問合せください。

◆ 委員会報告 ◆

雑誌・広報委員長 三木敏裕

先週のクラブ協議会にて、配布いたしました「My Rotary」の資料に誤りがあり、改めて会員全員に「My Rotary」の資料を配布いたします。私どものクラブで最低15人の登録を目指しており、皆様にぜひとも登録していただきますようお願いいたします。地区が推進している「My Rotary」の目的は、クラブにおける情報の一元化によります情報・事務処理の円滑化と迅速化、経費の節減、事務処理についてクラブ事務員の負担軽減を目指したものです。

卓話

9月18日 <第3例会>

「消費者被害防止のために

—適格消費者団体の活動—」

尾崎敬則会員



消費者契約法が制定されて今年で15年になります。

その後、2007年、適格消費者団体が消費者契約法の不当勧誘、不当条項について差止

訴訟ができるという法制度が施行されました。

〈4つのテスト〉言行はこれに照らしてから

真実かどうか

みんなに公平か

好意と友情を深めるか

みんなのためになるかどうか

そして、2013年には個別被害回復についてもアメリカのようなクラスアクションではなく、特定の適格消費者団体が消費者を代表して提訴できるという制度ができました。来年からスタートすることになっています。

適格消費者団体とは、内閣総理大臣が認定した団体で、差止団体訴訟制度導入の際、差止の裁判を起こすことができる能力を持ち適正に運営される保障のある消費者団体として生まれたものです。現在、全国に12団体、関西では3団体が活発に活動しています。

そして、差止の対象は当初の消費者契約法の不当勧誘、不当条項から景表法の優良誤認表示、有利誤認表示、特商法の不当勧誘、不当条項、食品表示法の著しく事実に相違する食品表示へと拡大されてきています。

また、2007年OECD理事会が、消費者被害救済のための集団的な訴訟制度の導入を勧告するなど、その導入が喫緊の課題となっていました。ようやく2013年、消費者裁判手続特例法が成立し、適格消費者団体の中で更に厳しい要件をパスした特定適格消費者団体に、多数の消費者に生じた財産的被害を簡易・迅速に救済するための新たな訴訟制度を担わせることとなり、実現することになりました。

この制度では、2段階の手続きを予定しています。まず、1段階目の手続で特定適格消費者団体が原告となり、多数の消費者に共通する原因により、事業者が金銭支払い義務を負うか否かについて、裁判所の判断を受けます。そして、原告勝訴の場合、個々の消費者が特定適格消費者団体に授権し、2段階目の債権確定手続に加入し、個々の消費者の請求権の有無、金額について判断を受けることとなります。そして、これらの手続を経て被害回復が図られることになるのです。現実に施行されるのは来年ですが、是非、皆さんにもこの制度や適格消費者団体について、関心を持っていただくようお願いします。



▲ 第1回ゴルフコンペ優勝の三宅会員

大阪城南RC 第1回ゴルフコンペ 結果

平成27年9月10日／霞が関カンツリー倶楽部

- 優勝 三宅善太郎会員
- 2位 今井賢二郎会員
- 3位 村上泰啓会員

にここ箱

9月18日(第3例会)

- 税理士業で新事務所に移転しました。
三宅さん、遠征ゴルフ写真有難う。
南賀会員
- 少し長く休みました。
岡部(泰)会員
- 本日卓話をさせていただきます。
どうぞよろしくお願ひします。
尾崎会員
- ソフトバンク、パ・リーグ優勝おめでとう。
(因みに私は阪神ファンです)
池宮会員
- 前々回名札を間違えて持って帰り、今回こそ持ってこようと思ったのに…反省しきりです。
山本会員
- 池宮さん「暑い～!!」。
喫煙組代表

(編集担当 武田・浅井)

会員増強にご協力を!!